

重要事項等説明書 契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

全飲連 新総合賠償共済制度

①ワイドプラン、エコノミープラン、休業補償

②おみせのマスター

のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：①賠償責任補償…この商品は賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、生産物特約条項等をセットしたものです。
②おみせのマスター…この商品は事業活動総合保険の「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」および「賠償責任担保条項」によって構成されています。
- 保険契約者：全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- 保険期間：2021年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2021年7月20日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者および記名被保険者：全国飲食業生活衛生同業組合連合会の会員にかぎります。
 - 被保険者：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - お手続き方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属の支部、組合事務所まで、掛金を添えてお申込みください。
 - 中途脱退：脱退（解約）に際しては、保険料の返れいは行いません。
 - 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

①ワイドプラン、エコノミープラン、休業補償

【保険金をお支払いする主な場合】

ワイドプラン：パンフレットP4、エコノミープラン：パンフレットP8、休業補償：パンフレットP9をご確認ください。

【保険金をお支払いできない主な場合】

【共通「賠償責任保険普通保険約款」】

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【共通「賠償責任保険追加条項」】

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、記名被保険者の所有財物、受託財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物）または作業対象物のことをいいます。
- ⑥修理または加工（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑦冷凍・冷蔵装置の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任
- ⑧冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、いつ出、漏えい等のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任 など

【生産物特約条項】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）の損壊自体の賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。）（ワイドプランでは補償の対象となります。）
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④支給財物（注1）の損壊に起因する賠償責任
- ⑤次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物（注2）を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人

- ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など
（注1）支給財物
次のアおよびイに掲げる財物をいいます。
ア. 作業（注3）に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。
イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、すでに据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
- （注2）受託財物
次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。
ア. 借用財物
被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
イ. 支給財物（注1）
ウ. 販売・保管・運送受託物
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および受託財物を除きます。
エ. 作業受託物
作業（注3）のために被保険者の所有または管理する施設内（注4）にある財物をいい、販売、修理、保管、運送受託物を除きます。
- （注3）作業
記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
（注4）施設内
仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
- 【食中毒・感染症利益担保特約条項】
- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失
 - ②記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失による法令違反
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
 - ④地震、噴火、津波、高潮または洪水
 - ⑤脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 など
（以下、ワイドプランにのみ適用）

【人格権侵害補償】

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
- ⑥身体障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任
- ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任 など

【施設所有管理者特約条項】

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ②航空機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもたらす人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ③屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など

【昇降機特約条項】

- ①保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任 など

【物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項】

- ①記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意または履行遅延または履行不能に起因する賠償責任
- ②生産物または仕事の結果について、被保険者が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任
- ③記名被保険者の管理財物の損壊自体の賠償責任
- ④生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- ⑤不良完成品損害（注）に起因する賠償責任
（注）「不良完成品損害」とは、貴店（被保険者）が製造・販売した生産物が他の製品の成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている場合に、その生産物の欠陥を原因として完成品が不良品となってしまうことで負担する法律上の賠償責任による損害をいいます。
- ⑥不良製造物・加工品損害に起因する賠償責任 など

【第三者医療費用担保追加条項】

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意
- ②医療費用または葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。

- ③記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤被害者の心神喪失
- ⑥被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。
- ⑦医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑧施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
- ⑨運動競技に参加している者が被った身体の障害 など

【受託者特約条項】

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ④屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
ア. 自動車
イ. 車両（自動車および原動力がもたらす人力にあるものを除きます。）
ウ. 船舶（船舶類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。）
エ. 航空機
- ⑦被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が紛失したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②おみせのマスター（事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」）

■おみせのマスターは、事業活動総合保険の「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」および「賠償責任担保条項」の3つによって構成されています。各担保条項（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです。

ユニット	概要
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が所有する設備・什器 ^{じゅうき} や商品・製品などの動産に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および営業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【保険金をお支払いする主な場合】

パンフレットP15～P17をご確認ください。

【保険金をお支払いできない主な場合】

パンフレットP15、P16、P18をご確認ください。

- 全飲連 新総合賠償共済制度は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

■告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
＜告知事項＞
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げなかった場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
①記名被保険者 ②業務内容 ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

■通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
ご契約者の住所などを変更される場合
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

【ワイドプラン、エコノミープランの場合】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

＜賠償責任保険＞

- ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- ②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③損害賠償の請求の内容

- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
 - ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 賠償事故にかかわる示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故(災害)日時・事故(災害)原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等 ③生産物回収等による事故の場合 売上高等営業状況を示す帳簿(写)、決算資料、支出を免れた経常費の内訳資料、修理工程表、修理見積書、領収書、写真 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【おみせのマスターの場合】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

- 事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- (注) この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故(災害)日時・事故(災害)原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書 等 ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 等 ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(注2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 等

(続く)

⑦ 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
⑧ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

(※1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失または費用のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(4) (3)の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

万一事故が発生した場合のご注意

万一事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。損保ジャパンより事故の対応についてご連絡いたします。なお、ただちにご報告いただけない場合は、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

※ 被害者からの損害賠償請求を損保ジャパンの承認なしに示談された場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※ 取扱代理店および損保ジャパンは事故解決のためのお手伝いはしますが、示談交渉をお引き受けすること（示談代行）はできませんのでご了承ください。

◎保険金請求権につきましては時効（3年）がありますので、ご注意ください。

中途加入について

■ 毎月1日をご契約開始日（保険始期）として中途加入することができます。お申込方法や掛金の払込期日などにつきましては、全国飲食業生活衛生同業組合連合会または各県本部までお問い合わせください。

本制度の内容に関するご照会および事故発生に関するご相談は・・・

＜団体保険契約者＞※県本部経由で報告ください。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館5階

TEL.03-5402-8630 FAX.03-5402-8629

受付時間：平日の10:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

＜取扱代理店＞

丸紅セーフネット株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階

TEL.03-5210-1914（担当：秋元） FAX.03-5210-2915 メールアドレス.akimoto-y@m-inc.co.jp

受付時間：平日の9:15～17:00（土日、祝日、12/29～1/3を除きます。）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

加入者証は大切に保管してください。再発行のご依頼につきましては、全飲連までお問い合わせください。